

(平成23年11月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

徳島国民年金 事案670

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで
申立期間に係る国民年金保険料については、夫が、社会保険事務所(当時)において、3か月分から1年分の保険料を、それぞれまとめて納付してくれていたと思う。
申立期間の記録が無いことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録及びA市区町村の国民年金被保険者台帳のいずれにおいても、申立人は、昭和59年4月28日付けで被保険者資格を喪失しており、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われていることが確認できることから、申立期間は、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であり、いったん納付された申立期間の保険料が還付された記録や不自然に記録訂正された形跡等も確認できない。

また、A市区町村の回答及び同市区町村の国民年金被保険者台帳によれば、申立人に係る前述の被保険者資格喪失に係る処理が、A市区町村において、昭和59年12月20日に行われたものと推認できることから、少なくとも申立期間のうち、60年4月から61年3月までの期間(昭和60年度)に係る国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難い。

このほか、申立人の夫が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案738

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月から38年2月1日まで

私は、申立期間において、A事業所（現在は、B事業所）C工場で臨時工として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述等から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA事業所C工場において、臨時工として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B事業所は、「申立人に係る人事記録等は残っておらず、申立人の勤務事実が確認できない。また、臨時工等社員に係る厚生年金保険の取り扱いについても不明である。」と回答している上、D健康保険組合においては、当時の関連資料は保管されておらず、申立人が記憶する同僚等からも、申立期間当時、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料や供述は得られない。

また、申立人が、同じ臨時工であったと記憶する同僚3人のうち二人について、A事業所C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、氏名等が確認できない上、申立人が記憶する残りの同僚は、「私は、昭和35年に臨時工として入社し、申立人と同じ業務に従事していた。その後、正社員になるための社内試験に合格し、正社員となった。厚生年金保険の被保険者記録は、正社員になってからの記録だと思う。」と供述しているところ、B事業所が保管する資料において、同氏が昭和35年10月*日付けで正社員として採用されたことが確認できるとともに、前述の被保険者名簿において、36年4月*日に厚生年金保険被保険者の資格を取得して

いることが確認できることなどから判断すると、当時、申立事業所では、臨時工については、必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況とともに、社員については、必ずしも全ての者を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、A事業所C工場に係る前述の被保険者名簿によれば、健康保険番号1番（昭和34年6月16日資格取得）から984番（昭和38年3月28日資格取得）までの厚生年金保険被保険者の資格取得者の中に、申立人の氏名等は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案739

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月1日から14年1月21日まで

A事業所に勤務していた申立期間について、年金記録を確認したところ、給与支給額よりも低い標準報酬月額が記録されていることが分かった。給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

なお、厚生年金特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の金額が社会保険庁(当時)の記録を上回る場合である。

申立人から提出された給与明細書(平成12年1月、同年4月、同年8月、及び13年1月から同年5月までの分)及び給与所得の源泉徴収票(平成13年分)並びにB市区町村から提出された市県民税証明書(平成11年から13年までの分)によると、申立期間のうち平成11年1月から13年12月までの報酬月額については、オンライン記録の標準報酬月額より高い報酬月額であったことが推認できるものの、当該期間の厚生年金保険料の控除額に見合うそれぞれの標準報酬月額については、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていないことが推認できる。

また、申立期間のうち、平成7年8月から10年12月までの期間については、申立人は、給与明細書等厚生年金保険料の控除額について確認できる資料を所持しておらず、申立事業所も資料等を保管していないことから、当該期間について、オンライン記録における標準報酬月額に見合う保険料額を超えた額の保険料が申立人の給与から控除されていたことを確認することができない。

さらに、オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が遡って訂正された形跡は無く、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案740

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月1日から34年1月7日まで

私は、A事業所に就職し、後にB事業所に会社名が変わったが継続して勤務した。1か月から2か月間において休んだ覚えはあるが、厚生年金保険の被保険者記録に約2年間の被保険者期間が無いことに納得できないので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の供述から判断すると、申立人が申立期間中である結婚当時、B事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立事業所は、既に廃業しており、申立期間当時の役員に照会したものの、「申立人を記憶しておらず、厚生年金保険料の控除についても不明であり、当時の賃金台帳、社会保険関係資料等は保存していない。」と回答しているなど、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述は得られない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者及び申立人が記憶する同僚から事情を聴取しても、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人の氏名が確認できるのは、健康保険番号*番（資格取得日は昭和30年8月1日、資格喪失日は32年3月1日）と健康保険番号*番（資格取得日は昭和34年1月7日、資格喪失日は35年2月1日）の記録のみであり、当該番号における厚生年金保険の被保険者記録は、オンライン記録と一致している上、資格取得日及

び資格喪失日が訂正されたなど不自然な形跡も認められない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。